

別記様式第16（第27条関係）（令2内府令56・追加）
国の機関等の保有するデータ提供決定通知書

年 月 日

殿

内閣総理大臣 名

年 月 日付けで求めのあった国の機関等の保有するデータの提供依頼について、国家戦略特別区域法（以下「法」という。）第28条の2第2項、第6項及び第10項の規定に基づき、下記のとおり提供することとしたので、通知します。

記

1. 提供するデータの内容

①	提供するデータの名称及び対象時期等	
②	提供するデータを保有している国の機関又は公共機関等	

2. データの提供方法

①	データ形式	
②	データの提供方法	1) 提供媒体 ☐ CD-R ☐ DVD-R ☐ 電子メール（メールアドレスを記載：） ☐ 専用回線 ☐ IP VPN ☐ その他（） 2) 提供方法(電子メール以外) ☐ 郵送 ☐ 直接受取 ☐ その他（）

3. データの提供の準備に要する期間

4. その他データの提供に当たって必要な事項

--

5. 担当課室等

担当課室：

電話番号：

(備考)

1. 「内閣総理大臣 名」は、法第28条の2第2項の規定による場合には内閣総理大臣名とし、同条第6項の規定による場合には、内閣総理大臣及び関係行政機関の長の連名とし、同条第10項の規定による場合には内閣総理大臣及び公共機関等、又は内閣総理大臣、関係行政機関の長及び公共機関等の連名とする。

2. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。